

【参考】緑化面積の算定方法

原則として植栽地面積により算定し、それぞれの水平投影の重なる部分の面積は重複して算入することはできない。

1 樹木

下記の①～③のいずれかの方法により算出した面積の合計

① 樹木ごとの樹冠の水平投影面積

② 樹木の高さに応じて樹冠を円とみなした時の水平投影面積（植栽時の樹高が1 m以上のものに限る。）

樹木の高さ	樹冠の半径	面積
1.0m～2.5m未満	1.1m	3.8 m ²
2.5m～4.0m未満	1.6m	8.0 m ²
4.0m以上	2.1m	13.8 m ²

③ 植栽基盤（樹木が生育するための植栽帯）の水平投影面積

Sa：植栽基盤の面積

Sb：樹冠の水平投影面積 $1.8T1 + 1.0T2 + 4T3 + T4$

T1：高木（高さ4.0m以上の樹木）の本数
T2：中高木（高さ2.5m以上4.0m未満の樹木）の本数
T3：中木（高さ1.0m以上2.5m未満の樹木）の本数
T4：低木（高さ1.0m未満の樹木）の本数

とした場合、

Sa ≤ Sb のとき ③の面積 = Sa

Sa > Sb のとき ③の面積 = Sb

2 芝、その他の地被植物、宿根草、つる性植物で表面が覆われている部分の面積の水平投影面積

芝生については7分張りを標準とし、7割以上の張芝を行っていれば、植栽基盤全体の水平投影面積を緑化面積として計上できる（7割未満の場合は実際の張芝の水平投影面積が緑化面積になる）。

駐車場緑化などにおいて、緑化補助資材を使用する場合は、緑化補助資材の緑化率

を乗じて得た面積を緑化面積とし、補助資材の緑化率が明らかでない場合は駐車マス等の緑化保護資材設置面積に一律 0.8 を乗じて得た面積を緑化面積とする。

地被植物については 16 株／㎡以上の密度で植栽されていれば、植栽基盤全体の水平投影面積を緑化面積として計上することができる。ただし、セダム、タマリュウ、ジャノヒゲは 36 株／㎡以上とする。

※屋上緑化、壁面緑化の水平投影面積の算定方法については、別途花と緑の推進課までご相談ください。